

令和2年度 函館港輸出入コンテナ貨物集荷キャンペーンのご案内

1. 目的

現在、函館港には、韓国の南星海運(株)によって、韓国・中国とを結ぶ定期コンテナ航路が運航されておりますが、函館港利用促進協議会では、函館港の外内貿コンテナ定期航路を利用する荷主企業に対し、コンテナ貨物の輸出入に要する経費の一部を助成することにより、函館港における取扱貨物の増加を図り、もって函館港の利用促進に寄与することを目的に、当該キャンペーンを実施しております。

2. 助成内容

函館港外内貿定期コンテナ航路利用に際し、1寄港あたり次の助成をします。

(1) 荷主助成

- ① 輸出および輸入貨物の合計（特別な事情がある場合は船荷証券等の数値）が、4 T E U（2 F E U）を超えた場合、超えた分1 T E Uにつき 3,000 円を当該荷主企業に対し助成します。
- ② 加工原料イカ（半製品を含む）の輸出入および地場飲食料品の混載貨物の輸出は、1 T E Uから 3,000 円を当該荷主企業に対し助成（①と混在の場合は4 T E Uまで助成）します。
- ③ 前2号においてフィーダー貨物（南星海運以外の積替貨物）の場合は、1 T E Uにつき 1,500 円を加算しますが、フィーダー貨物とそれ以外の貨物が混在する場合は、全てフィーダー以外の貨物として算出し、フィーダー貨物が4 T E Uを越える場合（②の場合は1 T E Uから）にのみ、超えた分の1 T E Uにつき 1,500 円を加算します。
- ④ 1荷主に対する助成の上限額は 100,000 円とします。

(2) リーフターコンテナ貨物輸送費助成

- ① 海貨業者（海運貨物取扱業者または海運仲立業者をいう。）に対し、リーフターコンテナ貨物1本につき 2,000 円を助成します。ただし、1海貨業者に対する助成の上限額は 20,000 円とします。

(3) 燻蒸費助成

- ① 輸入にかかる植物検疫の結果および輸出相手国の規定により、燻蒸を行った場合、木材を輸出入する荷主企業に対し、1寄港につき、輸出の場合は、輸出量が 200 m³未満の場合は 60,000 円を、200 m³以上の場合は 100,000 円を助成する。輸入の場合は、輸入量が 200 m³未満の場合は 200,000 円を、200 m³以上の場合は 300,000 円を助成する。ただし、助成額が燻蒸費用の1/2を上回る場合は、燻蒸費用の1/2の額（1,000 円未満の端数を切り捨てる）を助成する。
- ② 輸出の場合は、1荷主につき年間 300,000 円を限度とする。

※ 全て予算の範囲内での助成となりますので、期間内であっても予算満了時にこのキャンペーンは終了します。

3. 期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

※ 問い合わせ先

函館港利用促進協議会事務局
(函館市港湾空港部港湾空港振興課内)
TEL 0138-21-3493
FAX 0138-26-2656
E-mail port-dev@city.hakodate.hokkaido.jp